

第5回農業委員会総会(令和6年8月22日) HP用

事務局

(阿久津 正樹)

皆さん、おはようございます。

本日は林武信委員が体調を崩されたという事で欠席となります。只今の出席委員は11名で定足数に達しておりますので只今から令和6年度第5回農業委員会総会を開会致します。

では会長よりご挨拶を申し上げます。

議長

(高久 和司)

皆さん、おはようございます。

第2回の集落座談会も終わりました、地図の色分けが随分出来てきたということでございます。まだ、意向が確認できない農地がありますので、今後とも宜しくお願いしたいと思います。

8月2日に局長・会長会議が県でありましたけれども、進捗状況は那須町と同じような程度で、他市も色分けをしている最中ということでございます。また、全国農業新聞の下位購読ということで、皆さんで読んで頂いて、事あれば総会后等にその記事の中で議題を取り上げていただいて情報を共有して頂ければという話が栃木県農業会議の方からありました。

また、台風7号の被害が予想されましたけれども、太平洋側を通ったのであまり被害もなく、ただ、ここへきて強い雨が連日夕方降っておりますが、稲の倒伏等があり、高温障害と倒伏被害による実の劣化、品質の低下が心配されますので、十分に品質の管理をお願いしたいと思います。

また、8月30日には県で研修会がありますので宜しくお願いします。

では本日も慎重審議で宜しくお願い致します。以上です。

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。

続きまして農業委員会憲章の朗読を行いますのでご起立をお願い致します。

前段につきましては、会長より朗読をいただき、後段につきましては委員の皆様のご唱和をお願い致します。

(憲 章 朗 読)

事務局

(阿久津 正樹)

ありがとうございました。着席願います。

ここからの進行につきましては、高久会長にお願いしたいと思います。

議長

(高久 和司)

それでは、議事に入る前に「議事録署名人の選任」を行います。議事録署名人は、議席順となっておりますので私よりご指名を致します。

3番・薄井久志委員、4番・人見浩委員の2名をご指名致します。

—報告第1号 農地法第5条第1項の規定による許可について—

議長

(高久 和司)

報告第1号「農地法第5条の規定による許可について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 (渡邊 達也)

それでは、2頁をお開きください。

報告第1号の1番につきましては、農地法第5条の規定による許可申請を令和6年7月19日の総会において許可相当とし、令和6年7月26日栃木県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、許可相当の答申がありましたので、同年7月26日付けで会長専決により許可したものであります。

以上ご報告を申し上げます。

議長 (高久 和司)

それでは、これより審議に入ります。

それぞれの案件につきましては、担当委員に調査をお願いしておりますので、随時調査の報告をお願い致します。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

3頁をお開き下さい。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」につきましては、1番から6番の6件でございます。

これらの申請は農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番」については関連がありますので、担当委員の渡邊文夫委員、一括して調査の報告をお願いします。

11 (渡邊 文夫)

議案第1号番号1についての報告を申し上げます。

(譲渡人) 芦野〇〇 Aさん

(譲受人) 芦野〇〇 Bさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)互いの耕作地を交換することで利便性が高まるため。

交換による所有権移転

取得者の経営状況は、面積、従事者については記載の通りです。

引き続き、議案第2号番号2について申し上げます。

(譲渡人) 芦野〇〇 Bさん

(譲受人) 芦野〇〇 Aさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)互いの耕作地を交換することで利便性が高まるため。

交換による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見： 交換することで2ヶ所にある田が1ヶ所になり1枚の田として利用する事で利便性が高まることになるため、好ましい申請であると思われます。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員の薄井久志委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

3 (薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足説明はございません。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。何か質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番、2番について許可する事に決定致します。

次に3番について担当委員の人見浩委員、調査の報告をお願いします。

4 (人見 浩)

議案第1号番号3についての報告を致します。

(譲渡人)高久丙〇〇 Cさん

(譲受人)高久丙〇〇 Dさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由:(譲渡人・譲受人)経営移譲のための所有権移転。

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見： 長男である譲受人は学校卒業と同時に永年専業農家として従事しており、問題ないと考えます。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑にはいりません。

ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の3番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め3番について許可する事に決定致します。

次に4番について担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)

議案第1号番号4についての報告を申し上げます。

(譲渡人)那須塩原市〇〇 Eさん

(譲受人)豊原〇〇 Fさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りなのですが、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇は既に1枚の田となっております。

権利移転・設定の事由:(譲渡人)自身では申請地を耕作しないため。

(譲受人)既に申請地を耕作管理しており、引き続き耕作していくため。

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 当該地は譲受人の妻の実家で、譲渡人はこちらでは耕作しておらず、親が亡くなって20年近くFさんご夫妻が耕作している水田で、経営的には安定した生産が望める好ましい内容と見て参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員は私ですので、私から意見を申し上げます。

12 (高久 和司)

担当委員の意見に同意致します。現地を見てきたところ、きれいに耕作されており今後とも耕作を継続していただけると確信して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告および調査委員の意見がおわりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の4番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め4番について許可する事に決定致します。
次に5番について担当委員の室井廣美委員、調査の報告をお願いします。

6

(室井 廣美)

議案第1号番号5について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人) 寺子乙〇〇 Gさん

(譲受人) 寺子乙〇〇 Hさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由: (譲渡人)平成15年頃に売買により所有権移転仮登録し、管理耕作を譲受人に任せている土地を譲り渡すため。
(譲受人)仮登記後、耕作管理していた申請地について譲り受けるため。

売買による所有権移転 総額 ××円

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 申請地は平成15年頃に売買契約により所有権移転仮登記をして耕作を譲受人に任せていました。また、譲受人は仮登記後、耕作管理していた申請地を登記するためです。双方ともに高齢で、後継者の代で揉める事がないようこの機会に整理したいという事ですのでやむを得ない申請と見て参りました。以上報告致します。

議長

(高久 和司)

調査委員の薄井久志委員、意見がございましたらお伺い致します。

3

(薄井 久志)

担当委員の意見に同意致します。補足修正はございません。以上です。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。
質問等ございませんか。

5

(大平 康市)

確認をさせて頂きたいのですが、平成15年頃に所有権移転の仮登記をしたということですが、その時にこの売買の金額が支払われて成立していたのか、また、今回新たに、面積からすると本当に高額な金額なのですが、お金のやり取りが発生するのかを教えてください。

6

(室井 廣美)

この売買契約はその時に成立していると聞きました。高額というのは、隣に介護施設と一緒にやったものなので高額になったと思われます。また仮登記のままというのは、本当は息子さんが結婚して家を建てる予定だったのですが、息子さんが最初は出てみたいという事になり住宅を建てずにそのまま仮登記として今までできてしまったということです。以上です。

議長

(高久 和司)

その他ございますか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可申請の5番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め5番について許可する事に決定致します。

次に6番について担当委員の佐藤秀明委員、調査の報告をお願いします。

10 (佐藤 秀明)

議案第1号番号6について調査の報告を申し上げます。

(譲渡人) 矢板市〇〇 Iさん

(譲受人) 沼野井〇〇 Jさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

権利移転・設定の事由: (譲渡人) 遠方に住んでおり、耕作管理が困難なため現在耕作管理をしている譲受人に譲り渡す。

(譲受人) 現在も耕作管理している申請地を譲り受け、経営規模を拡大するため。

贈与による所有権移転

取得者の経営状況は、記載の通りでございます。

総合意見: 場所は〇〇という集落です。譲渡人の祖父の妹が譲受人の母親です。譲渡人の父親は若い時に不慮の事故で亡くなっていたので、その後は譲受人が30~40年くらい田んぼはやっていました。今回隣接する、兄弟でKさんという方がいるのですが、その方の田と譲渡人の田は実際1枚の田んぼになっているのですが、そのような田んぼを実際耕作し続けております。譲受人ご本人のご意向では、あまり欲しくはなかったようですが、やる人がいないというので引き受けるというような事を話していました。今まで通り耕作を続けるということで、好ましい内容ではないかと見て参りました。

以上ご報告申し上げます。

議長 (高久 和司)

調査委員の磯由起子委員、意見がございましたらお伺い致します。

1 (磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。補足修正はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑にはいりません。質問等ございませんか。

5 (大平 康市)

確認をさせて頂きたいのですが、Iさんが贈与するのですが、別の方と田んぼが1枚になっているという事で、土地だけの贈与を受けるだけで、耕作は全然関係ないということなのですね。

許可を受けた土地:(所在)沼野井〇〇

(地目・面積)登記:畑 現況:田 ××m²

許可年月日、指令番号:令和6年6月20日 那農委指令 第3-010号

取消理由:売買ではなく、賃貸借に変更するため。

総合意見: 売り渡すということに決まったが、事情により貸し借りにしたいという事になり取消願が出された。

来月の総会にて集積計画の要請が出される予定となっている。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告がおわりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし一

議長 (高久 和司)

質問なしの声がありますのでお諮り致します。

「農地法第3条の規定による許可処分の取消願の1番」について、取消す事にご異議ございませんか。

全員 一異議なし一

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について取消す事に決定致します。

—議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—

議長 (高久 和司)

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。
事務局より説明を願います。

事務局 (渡邊 達也)

6頁をお開きください。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」は1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員の薄井久志委員、調査の報告をお願い致します。

3

(薄井 久志)

議案第3号番号1について調査の報告を致します。

(申請人) 藁沢〇〇 Nさん

土地の所在・地目・面積は記載の通りでございます。

地目:登記 畑 現況 畑

農地区分:第2種 農用地

転用の事由:申請人は、申請地を畑として作付けしていたが、猪による被害を頻繁に受け、効率的に作物を栽培することが困難であるため、農地としての活用を断念し、植林して山林として管理したい。

転用の概要:植林転用 少花粉コンテナスギ $\times \times \text{m}^2$

資金計画:苗木代 $\times \times$ 円 全額自己資金

総合意見: 申請人は申請地を畑として作付けしていたが猪による被害を頻繁に受け、効率的に作物を栽培することが困難である為、杉を植林し山林として管理したいとのことです。18日に私も現地を見て来ましたが、かなり荒らされていました。

やむを得ないと見て参りました。以上報告致します。

議長

(高久 和司)

調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1

(磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。先日現地を見て参りましたところ、山林として管理する他ないと見て参りました。以上です。

議長

(高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので、質疑に入ります。

ご質問等ございませんか。

全員

—質問なし—

議長

(高久 和司)

質問なしの声がございますので、お諮り致します。

農地法第4条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番について許可することにご異議ございませんか。

全員

—異議なし—

議長

(高久 和司)

異議なしと認め、1番について許可することに決定致します。

—議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について—

議長

(高久 和司)

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)について」を議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

8頁をお開き下さい。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)」につきましては、1番の1件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、担当委員は私ですので、私から調査の報告を致します。

12 (高久 和司)

議案第4号番号1について調査の報告を致します。

(譲渡人)高久甲〇〇 〇さん

(譲受人)埼玉県〇〇 Pさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

農地区分:第2種

転用の事由:譲受人はキャンプ人口の増加、キャンピングカーの利用増加に着目し、那須近辺でのRVパーク事業を行う為、高速出入口や観光地とのアクセスが良い申請地を車中泊ができる駐車場として転用したい。

売買による所有権移転

転用の概要:駐車スペース11台分(1区画あたり35㎡)その他通行スペース 計××㎡

資金計画:土地代金 ××円 土地造成費 ××円 付帯事業費 ××円

計 ××円 全額自己資金

総合意見:申請地は那須街道に面している休耕農地です。譲受人はRVパークの経営を目指し、妻の出身地である那須塩原市及び那須地域で用地を探していたところ、譲渡人との縁により当地を計画用地として申請することとなりました。申請地は那須インターチェンジからも近く、近隣にはオートキャンプ場等の施設があり、RVパークの需要も十分に見込まれます。事業計画、残高証明書等が提出され、申請地の有効活用が図られると見て参りました。やむを得ない申請であると思われれます。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員の磯由起子委員、ご意見がございましたらお伺い致します。

1 (磯 由起子)

担当委員の意見に同意致します。何ら付け加える事はありません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 —質問なし—

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請(30a以下)の1番」について、許可する事にご異議ございませんか。

全員 —異議なし—

議長 (高久 和司)

異議なしと認め1番について許可する事に決定致します。

—議案第5号 非農地証明願について—

議長 (高久 和司)

次に、議案第5号「非農地証明願」についてを議題と致します。

事務局より説明願います。

事務局 (渡邊 達也)

10頁をお開き下さい。

議案第5号につきましては、「非農地証明願について」1番、2番の2件でございます。

よろしくご審議のほどお願い致します。

議長 (高久 和司)

事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

「非農地証明願」の1番について、担当委員の渡辺毅委員、調査の報告をお願いします。

7 (渡辺 毅)

議案第5号番号1について、調査報告を致します。

(願出人)高久丙〇〇 Qさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Qさん

利用状況:昭和40年頃から宅地の一部として利用しており、現在に至る。

総合意見: 昭和40年頃に建てた納屋の敷地の一部として利用されて60年近く経過しており、当該地を分筆して願い出されていることから、まさに非農地として確認して参りました。以上です。

議長 (高久 和司)

調査委員は私ですので、私から意見を申し上げます。

12 (高久 和司)

担当委員の意見に同意し、付け加える事はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の1番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)

異議なしと認め、1番について証明することに決定致します。

次に2番について担当委員の和知伸子委員、調査の報告をお願いします。

2 (和知 伸子)

議案第5号番号2について、調査報告を致します。

(願出人)高久乙〇〇 Rさん

土地の所在・地目・面積は記載の通り間違いございません。

所有者:Rさん

利用状況:〇〇は昭和30年頃から耕作しておらず山林化しており、〇〇は昭和50年頃からゴルフ場の一部になっており現在に至る。

総合意見: 〇〇は山林化しており、〇〇はゴルフ場の一部となっています。正しく非農地として確認して参りました。以上報告致します。

議長 (高久 和司)

調査委員は私ですので、私から意見を申し上げます。

12 (高久 和司)

担当委員の意見に同意し、付け加える事はございません。以上です。

議長 (高久 和司)

担当委員の調査報告及び調査委員の意見が終わりましたので質疑に入ります。ご質問等ございませんか。

全員 一質問なし

議長 (高久 和司)

質問なしの声がございますのでお諮り致します。

「非農地証明願の2番」について、証明することにご異議ございませんか。

全員 一異議なし

議長 (高久 和司)
異議なしと認め、2番について証明することに決定致します。

—議案第6号 農用地利用集積計画の要請について—

議長 (高久 和司)
議案第6号「農用地利用集積計画の要請について」を議題と致します。
事務局より説明願います。

事務局 (阿久津 正樹)
12頁をお開き下さい。
議案第6号「農用地利用集積計画の要請」について、1番、2番の2件についてご説明致します。

1番

設定者:Sさん

被設定者:Tさん

土地の所在:高久丙

地目:畑

面積:合計××㎡

利用権の種類:賃借権

内容:飼料畑

設定期間:令和6年9月1日～令和13年8月31日

対価:現金 ××円(年額) 10アール当たり ××円

新規設定

2番

設定者:Uさん

被設定者:Vさん

土地の所在:沼野井 計××筆

地目:田

面積:合計××㎡

利用権の種類:使用貸借権

内容:田

設定期間:令和6年9月1日～令和16年8月31日

再設定

以上ご報告致します。

よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長	(高久 和司) 事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。 ご質問等ございませんか。
全員	—質問なし—
議長	(高久 和司) 質問なしの声がございますのでお諮り致します。 「農用地利用集積計画の要請について」1番、2番を要請することにご異議ございませんか。
全員	—異議なし—
議長	(高久 和司) 異議なしと認め、要請する事に決定致します。 これもちまして全議案の審議が終了致しましたので、令和6年度第5回農業委員会総会を閉会いたします。